

外来生物に係るQ & A

Q 1 外来生物と思われる生き物を見つけた場合、どうしたらいいですか？

A 1 野生の動物の場合、無理に捕まえたりするのは危険なこともありますので、対応の判断がつかない場合は、そのままにしてください。市では、処分や防除などを基本的には行っておりませんが、特定外来生物と思われる生き物の確認が必要な場合は、複数枚の写真をメール等で袋井市環境政策課へ送っていただき、静岡県自然保護課を通して確認いたします。また、ヒアリについては、県で情報提供を呼び掛けており、疑わしい蟻の確認の際には、複数枚（可能な限り接写）の写真をメール等で送っていただくことで、確認を行います。

（参考）静岡県くらし・環境部環境局自然保護課 054-221-3332

静岡県ホームページ：外来生物について

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/wild/gairaiseibutu.html>

袋井市環境政策課メールアドレス：kankyoku@city.fukuroi.shizuoka.jp

Q 2 外来生物の処分・防除を検討したい場合、どうしたらいいですか？

A 2 外来生物の種類によって、適切な処分方法が異なります。袋井市独自の防除マニュアルはありませんが、環境省では、一部外来生物について防除に関するマニュアルを公表しております。

（参考）環境省ホームページ：防除に関する手引き（防除マニュアル）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html>